

運営規定

医療法人 清友会
介護老人保健施設
クリーンパル・ゆう

医療法人 清友会

介護老人保健施設 クリーンパル・ゆう 運営規定

<介護老人保健施設>

第1章 総則

(規定の目的)

第1条 この規定は、医療法人清友会が、介護保険法第94条の規定に基づき開設許可を受けた介護老人保健施設クリーンパル・ゆう（以下「施設」という。）における介護保険施設サービスについて、その運営に関する事項を定め、効果的な施設運営と入所者に対する適切な処遇を確保することを目的とする。

(施設の目的及び運営の方針)

第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにするとともに、居宅における生活への復帰を目指すものとする。

2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対して身体拘束を行わない。

3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

5 利用者の個人情報の保護は個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供に係る以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了承を得ることとする。

6 当施設は介護保険施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次にとおりとする。

名称 介護老人保健施設 クリーンパル・ゆう

開設年月日 平成4年3月10日

所在地 福岡県筑後市大字西牟田6363-2

電話番号 0942-52-1181 FAX番号 0942-52-1182

管理者 長 卓徳

介護保険指定番号 介護老人保健施設（4052380070号）

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種及び員数)

第4条 施設に、次の職員を置く。(通所リハビリを含む。)

- | | | | |
|-----------------------|-------|----------------|------|
| (1) 管理者 | 1名 | (6) 支援相談員 | 3名以上 |
| (2) 医師 | 1名 | (7) 介護支援専門員 | 5名以上 |
| (3) 看護職員 | 15名以上 | (8) 管理栄養士又は栄養士 | 2名 |
| (4) 介護職員 | 29名以上 | (9) 事務職員 | 5名以上 |
| | | (10) 調理員 | 1名 |
| (5) 作業療法士・理学療法士・言語聴覚士 | 8名以上 | | |

(職務の内容)

第5条 前条に掲げる職種の職務内容は、次の通りとし、具体的な業務分担は別に定める。

(1) 管理者

理事会の決定に従い、施設運営管理を総括すること。

(2) 医師

管理者の命を受け、入所者の健康管理と保健衛生の指導及び医療の処置に適切な措置を講ずること。

(3) 看護職員

管理者及び医師の指示を受けて行う、入所者の看護、保健衛生及び介護に関すること。

(4) 介護職員

管理者の命を受けて行う、入所者の日常生活全般にわたる介護に関すること。

(5) 作業療法士・理学療法士

管理者及び医師に指示を受けて行う、入所者の機能訓練指導等に関すること。

(6) 支援相談員

管理者の命を受けて行う、入所者の生活相談、指導に関すること。

(7) 介護支援専門員

管理者の命を受けて行う、入所者の施設サービス計画の作成に関すること。

(8) 管理栄養士又は栄養士

管理者の命を受けて、入所者に栄養管理指導、献立の作成、栄養の計算、食事相談、食品の管理及び調理指導に関すること

(9) 事務員

管理者の命を受けて行う、施設の庶務及び経理の事務処理に関すること。

(10) 調理員

管理者の命を受けて行う、調理業務に関すること。

(職員の服務規律)

第6条 当施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては協力して施設に秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

(1) 利用者に対しては人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

(2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

(3) お互いに協力し合い、能率向上に努力するように心掛けること。

(職員の質の確保)

第7条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 当施設は、従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第8条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人清友会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第9条 当施設職員は、当施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

第3章 入所定員

第10条 施設の入所定員は、100名とする。

第4章 施設サービスの内容

第11条 当施設のサービスは居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理とする。

*各種加算の算定をうける場合は、以下列記する。

- 1 施設サービス計画に基づき、初期加算を実施する。
- 2 施設サービス計画に基づき、夜勤職員配置加算を実施する。
- 3 施設サービス計画に基づき、サービス提供体制強化加算を実施する。
- 4 施設サービス計画に基づき、在宅復帰・在宅療養支援機能加算を実施する。
- 5 施設サービス計画に基づき、再入所時栄養連携加算を実施する。
- 6 施設サービス計画に基づき、口腔衛生管理加算を実施する。
- 7 施設サービス計画に基づき、経口移行加算を実施する。
- 8 施設サービス計画に基づき、経口維持加算を実施する。
- 9 施設サービス計画に基づき、療養食加算を実施する。
- 10 施設サービス計画に基づき、科学的介護推進体制加算を実施する。
- 11 施設サービス計画に基づき、短期集中リハビリテーション実施加算を実施する。
- 12 施設サービス計画に基づき、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を実施する。
- 13 施設サービス計画に基づき、リハビリテーションマネジメント計画書情報加算を実施する。
- 14 施設サービス計画に基づき、若年性認知症入所者受入加算を実施する。
- 15 施設サービス計画に基づき、入所前後訪問指導加算を実施する。
- 16 施設サービス計画に基づき、試行的退所時指導加算を実施する。
- 17 施設サービス計画に基づき、ターミナルケア加算を実施する。
- 18 施設サービス計画に基づき、緊急時施設療養費加算を実施する。

- 19 施設サービス計画に基づき、褥瘡マネジメント加算を実施する。
- 20 施設サービス計画に基づき、排せつ支援加算を実施する。
- 21 施設サービス計画に基づき、所定疾患施設療養費を実施する。
- 22 施設サービス計画に基づき、介護職員処遇改善加算を実施する。
- 23 施設サービス計画に基づき、安全対策体制加算を実施する。
- 24 施設サービス計画に基づき、高齢者施設等感染対策向上加算を実施する。
- 25 施設サービス計画に基づき、退所時情報提供加算を実施する。
- 26 施設サービス計画に基づき、退所時栄養情報加算を実施する。
- 27 施設サービス計画に基づき、訪問看護指示加算を実施する。
- 28 施設サービス計画に基づき、入退所前連携加算を実施する。

(利用者負担の額)

第12条 利用者負担の額を以下のとおりにする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費・食費、利用者が選定する特別な室料、日常生活品費、理美容代、コインランドリー代、その他の費用等利用料を、重要事項説明書に掲載の料金により支払いを受ける。
- (3) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別途資料（別表1）をご覧ください。

(身体の拘束等)

第13条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

- 2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第14条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底する。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第15条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針(別紙)を定め、その発生防止するための体制を整備する。

第5章 施設利用に当たって留意事項

(施設の利用に当たっての留意事項)

第16条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 食事時は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取していただくこととする。食費は第12条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事の持ち込みはご遠慮いただくこととする。
- ・ 面会は事前予約制とし、平日・土曜・日曜休日に当施設指定の時間・場所・回数で実施する。但し、感染症の流行に準じて、面会の規定は変更していく。
- ・ 外出、外泊は事前に定められた届出書により管理者に申し出、許可を取らなければならない。
- ・ 金銭、貴重品の管理は身元引受人等に依頼し、施設への持ち込みは遠慮いただく。
- ・ 所持品、お菓子の持ち込みは、当施設職員へ申し出てもらう。
- ・ 飲酒・喫煙は控えていただく。
- ・ 火気の取り扱いは控えていただく。
- ・ ペットの持ち込みは、当施設ロビーまでで遠慮いただく。

(非常災害対策)

第17条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所防火管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するように努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基礎訓練(消火・通報・避難)……年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底……随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

- (7) 当施設は(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第18条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第19条 当施設は安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

3 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する定期的な研修を実施する。

4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(衛生管理)

第20条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 当施設における感染症または食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 当施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

4 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第21条 当施設職員に対して、当施設職員である期間および当施設で職員でなくなった後においても正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適宜行うほか、当施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない

2 運営規定の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

3 当施設は適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

4 この規定に定めるもののほか、介護保険法、介護保険法施行令等関係各法令を遵守し、さらに、必要な事項については別に定める。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

利用者からの苦情を処理する為に講じる措置の概要

事業所又は事業署名	介護老人保健施設「クリーンパル・ゆう」
提供するサービスの種類	介護老人保健施設 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

措置の概要

1. 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）担当の設置

- ・相談苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置いている。また担当者が不在の時は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継いでいる。

(電話番号) 0942-52-1181 (FAX) 0942-52-1182

(担当者) 介護老人保健施設「クリーンパル・ゆう」

相談担当者（施設長）長 卓徳

（副任） 生津 雪多加

- ・上記相談窓口及び処理体制等について、施設内に掲げるとともに、サービス利用開始の際に利用書及び家族に文書を配布し周知を図っている。

2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行う為の処理体制・手順

- ・苦情があった場合は、直ちに相談担当者又は支援相談員が相手方に連絡を取り、直接行く等して詳しい事情を聞くとともに、担当者からも事情を確認する。
- ・相談担当者等は、苦情内容、事実確認状況及び対応方針を管理者に報告するとともに、その指示を受け速やかに相談事項の処理を行う。
- ・検討の結果、必ず翌日までには具体的な対応をする（利用者に謝罪に行く等）。
- ・苦情の内容によっては、関係機関（保健所・福祉事務所等）に報告を行う。
- ・必ず処理結果等を職員全員に対し朝礼等で報告するとともに、文書回覧等により具体的な内容の周知を図り、再発防止を促す。
- ・記録を台帳（パソコンのデータベース）に保管し、研修の際に活用する等再発を防ぐために役立てる。

3. その他参考事項

- ・普段から、苦情が出ないようサービス提供を心掛けている。
(毎日朝礼等で確認、看護・介護職員等に対して月1回の研修の実施等)
- ・損害賠償等については、第一損害保険に加入し、誠意を持った対応を行う。

別表1（第26条第1項関係）

利用料（1日当たり）

1割	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室	793円	843円	908円	961円	1012円
個室	717円	763円	828円	883円	932円

2割	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室	1586円	1686円	1816円	1922円	2006円
個室	1434円	1526円	1656円	1776円	1864円

3割	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室	2379円	2529円	2724円	2883円	3036円
個室	2151円	2289円	2484円	2649円	2796円

（注）介護給付算定に係る体制等に関する届出に基づき、設定するものとする。

1日当たり

居住費：多床室4段階	437円
居住費：個室4段階	1,728円
食費：4段階	1,600円（朝 440円 昼 582円 夜 578円）

介護保険負担限度額：非課税世帯（1日当たり）

居住費（滞在費）	第1段階	第2段階	第3段階1・2
多床室	0円	430円	430円
個室	550円	550円	1,370円

食費

第1段階	第2段階	第3段階の1	第3段階の2
300円	390円	650円	1,360円

別表2（第26条第2項関係）

居住費（2人部屋）	1日	400円
日常生活用品代	1日	300円

※日常生活用品代内容（歯ブラシ・レクリエーション用品・個人用トイレトーパー等）

その他の費用・・・実費

コインランドリー	1回	100円
洗濯（外部業者委託）	実費	
理美容代	実費	